

令和6年度第10回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時30分 から 午後2時32分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	22番	水柿	重壽
委	員	1番	関口	均
		2番	高島	敏男
		3番	永井	尚子
		4番	岩渕	進
		5番	坂入	進
		6番	齊藤	秀樹
		7番	赤城	美子
		8番	齊藤	一弥
		9番	中澤	保
		10番	栗島	菊雄
		11番	須藤	栄一
		12番	竹内	紀男
		13番	國府田	喜久男
		14番	高橋	修
		15番	栗島	和子
		16番	稲見	くに子
		17番	寺内	美雄
		20番	大林	富子
		21番	瀬端	洋
		23番	蓮沼	俊男
		24番	新井	英雄

4、欠席委員（2人）

18番	秋山	員宏
19番	宮山	繁治

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 58号	農地法第3条の規定による許可について
議案第 59号	農地法第5条の規定による許可について
議案第 60号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第 61号	現況確認証明（非農地証明）について

4、報告

報告第 48号	農地法第3条の規定による公売の許可報告について
報告第 49号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
報告第 50号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第 51号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	早瀬 道生
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	市村 進司
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	長津 恵美子
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

7、会議の概要

議 長

皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。

新年を迎えましたが、去年は全国的に猛暑などの異常気象により農作物に大きな影響をもたらした年でした。

今年は災害のない、平穏な一年となることを願いますとともに、今年も皆さん健康に十分留意していただき、委員活動をお願いしたいと思います。

それでは、只今より、令和6年度第10回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は22名であります。これは、委員の過半数に達しておりますので、筑西市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、18番 秋山 員宏 委員・19番 宮山 繁治 委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の早瀬局長、中澤課長、市村補佐、廣瀬主任、板橋主任、長津主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日一日といたします。ご了承願います。

次に、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、21番・瀬端 洋委員と23番・蓮沼 俊男委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3 議案第58号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

廣瀬主任より説明させます。

廣瀬主任

議案第58号、農地法第3条の規定による許可について、令和7年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番から3ページ7番は、保留となります。

番号：8番、権利：所有権移転有償、所在：玉戸字伊房地、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：3,347 m²、譲渡人又は貸主：筑西市笹塚、譲受人又は借主：筑西市玉戸、経営面積、渡人：4,606 m²、受人：8,963.31 m²、受人の労力総数及び稼働数：1、1。

次のページをお願いします。

番号9番から12番は保留となります。

次のページをお願いします。

13 番、所有権移転有償、成田字成田、畑、畑、1,832 m²、筑西市成田、筑西市直井、4,077.79 m²、1,637 m²、2、2。

14 番、所有権移転有償、樋口字大松、畑、畑、59 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 2,096 m²、筑西市樋口、和歌山県紀の川市貴志川町長原、303.56 m²、106,904.44 m²、1、1。

15 番、所有権移転有償、小栗字太郎丸、田、田、1,081 m²、筑西市蓬田、筑西市小栗、3,355 m²、15,185 m²、2、1。

次のページをお願いします。

16 番、所有権移転有償、門井字谷島、畑、畑、470 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 580 m²、筑西市新治、筑西市新治、580 m²、580 m²、3、3。

17 番、所有権移転有償、井出蛭沢字蛭澤、畑、畑、89 m²、筑西市丙、筑西市井出蛭沢、354,278.31 m²、39,278.61 m²、3、3。

18 番、所有権移転有償、稲荷字三反町、田、田、869 m²、つくば市東新井、下妻市若柳、0 m²、334,476 m²、2、2。

19 番、所有権移転無償、小栗字東城戸、畑、畑、658 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,253 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、143,411 m²、233 m²、2、2。

次のページをお願いします。

20 番、所有権移転有償、東保末字前畑、畑、畑、586 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,409 m²、筑西市築地、筑西市海老江、4,431 m²、53,145 m²、2、2。

21 番、所有権移転無償、塚原字塚原、畑、畑、10 m²、筑西市塚原、筑西市塚原、530 m²、1,681 m²、1、1。

22 番、所有権移転有償、内淀字前、田、田、545 m²、外 9 筆、合計 10 筆、合計面積 8,774 m²、水戸市上国井町、筑西市内淀、106,879 m²、56,342.88 m²、2、2。

次のページをお願いします。

23 番、所有権移転有償、大島字西山下、畑、畑、1,246 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 6,853 m²、水戸市上国井町、筑西市二木成、106,879 m²、62,207 m²、3、3。

24 番、所有権移転有償、落合字谷中、田、田、1,572 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 4,972 m²、水戸市上国井町、筑西市落合、106,879 m²、391,489 m²、4、4。

25 番、所有権移転無償、内淀字若杉、田、田、115 m²、筑西市二木成、筑西市内淀、115 m²、80,206.80 m²、1、1。

26 番は保留となります。
次のページをお願いします。

27 番、所有権移転無償、関本下字新郷、畑、畑、358 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 615 m²、筑西市関本下、筑西市関本下、25,690 m²、75,278 m²、2、2。

28 番、所有権移転無償、藤ヶ谷字北谷、畑、畑、1,896 m²、筑西市舟生、筑西市舟生、1,896 m²、1,896 m²、1、1。

29 番、所有権移転無償、関本上字深町、田、田、2,715 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 3,553 m²、筑西市関本下、筑西市関本下、75,278 m²、25,690 m²、2、2。

30 番、所有権移転有償、松原字城ノ内、田、田、1,901 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,390 m²、筑西市松原、筑西市松原、4,803 m²、60,486 m²、4、3。
次のページをお願いします。

31 番、所有権移転有償、嘉家佐和字干仮台、畑、畑、310 m²、筑西市嘉家佐和、筑西市嘉家佐和、2,672 m²、0 m²、3、3。

32 番、使用貸借権、西方字館の内、畑、畑、1,401 m²、筑西市西方、筑西市西方、6,325 m²、6,325 m²、1、1。
以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 8 番から、調査委員の報告をお願いします。

國府田
喜久男
委員

13 番國府田です。
この案件は前回の委員会で保留になった案件です。
農地の状態ではないということでしたが、連絡がありまして、もう綺麗にしたということで事務局でも確認しております。
従って、この案件については、許可相当と思われますので、皆様のさらなるご審議をよろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

議長

13 番お願いします。

大林富子
委員

20 番、大林です。

私の方から 13 番と 14 番、21 番の 3 件について報告いたします。

昨年 12 月 23 日に書類審査を行い、後日、受人、渡人それぞれに電話にて確認しました。

まず 13 番についてですが、渡人は受人が果樹園をやりたいということで話がまとまり、渡人、受人とも内容に間違いのないことでした。

次に、14 番についてですが、受人は、事業拡大のためということで、桺を植えようかと話していました。渡人、受人とも内容に間違いのないことでした。

最後に 21 番についてですが、受人の電話番号が違っていましたので、事務局へ連絡して確認してもらいましたところ、5 条の 9 番の渡人の番号が正しいとわかり、連絡が取れました。

渡人は施設に入居しているため、息子さんと話しました。

渡人と受人は新宅・本宅の関係で、内容に間違いとの間違いのないことでした。

以上、13 番、14 番、21 番、3 件とも書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、皆様のさらなるご審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長

15 番お願いします。

蓮沼俊男
委員

23 番、蓮沼が報告します。

秋山委員が欠席のために代理で発言いたします。

12 月 24 日に、全員で書類審査をいたしました。

15 番は、渡人の方は農家を縮小しているということで、本件の土地の隣を耕作している受人に相談したところ、売買で OK ということで、今回の申請になったようです。

次に 19 番です。

19 番は渡人・受人は親戚関係にあるそうで、受人・渡人の親の代に、売買はしていたようです。それで、登記をそのままやらないでいたもので、今回登記をきちんとしようということでの申請になったようです。

いずれも許可相当かと思われますが、皆様のさらなる審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長

16 番お願いします。

岩渕 進
委員

4 番の岩渕です。

第 3 条、16 番、17 番の案件を報告します。

先月 24 日、協和地区の農業委員と推進委員で書類審査を行いました。

まず、16 番の案件ですが、渡人と受人は親子で、親子間で所有権移転有償という案件で、書類に不備もなく、許可相当と判断しました。

次に、17 番の案件ですが、渡人は筑西市で、払い下げの案件です。受人に確認したところ、書類に間違いがないということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断いたしました。

2 件とも問題ないと思われますが、皆様方のさらなる審議をお願いします。以上です。

議長

18 番お願いします。

齊藤一弥
委員

8 番の齊藤です。

12 月 23 日、関城支所において、書類審査を行いました。

後日、渡人の方とお会いする機会がありましたので、お話をしました。

この案件は、地主が亡くなりまして、その相続人が相続を放棄した案件です。渡人は司法書士をしている方だそうで、裁判所からの依頼を受けて、今まで耕作していた受人に財産整理のための売却ということになったそうです。

現地は近所でしたので、行って確認をいたしましたところ、きれいに耕作されているようでした。

許可相当と思われますが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

20 番、お願いします。

須藤栄一
委員

11 番須藤が報告します。

20 番、22 番、25 番、30 番、以上 4 件について報告します。

12 月 24 日に明野支所において、書類審査並びに現地調査を行いました。

20 番ですが、後日、渡人・受人に電話で確認しました。

申請地は、受人が渡人より、賃貸借で耕作している土地です。

渡人から売買の話があり、同意したもので、書類に不備もなく、許可相当と判断します。

次に 22 番ですが、後日、受人に電話で確認しました。土地改良の基盤整備に伴い、受人に話があったそうです。受人は稲作野菜などを作っている大規模な農

家です。振興公社との売買であり、問題ないかと思われます。
書類に不備もなく、許可相当と判断します。

次に 25 番ですが、後日、受人・渡人に確認しました。
受人と渡人は、親戚関係だそうです。

22 番と同じ地区で、土地改良の基盤整備に伴い、渡人は土地が少ないので、
無償で受人にお願いしたそうです。
書類に不備もなく、許可相当と判断します。

次に 30 番ですが、後日、受人・渡人に電話で確認いたしました。
渡人は、もう年で耕作できないので売買したい、
受人は、規模拡大したい、ということで話がまとまったそうです。
書類に不備もなく、許可相当と判断します。さらなるご審議お願いいたします。
以上です。

議 長

23 番、お願いします。

蓮沼俊男
委員

23 番蓮沼が報告します。
この案件は、受人は、地域を代表する大規模農家の息子さんで、振興公社と
の売買でありまして、何ら問題ないかと思われますので、許可相当かと思われま
す。
さらなる審議をよろしくお願いいたします。
以上です。

議 長

24 番、お願いします。

関口 均
委員

1 番、関口です。
24 番、31 番、32 番を発表いたします。
先月 23 日に書類審査をし、後日電話で確認をしました。

まず 24 番ですが、これは県の農林振興公社であり、また受人も間違いのないこ
とを確かめました。

次に 31 番ですが、受人の地続きの畑で、すでに野菜を作っているとのことだ
した。

それと 32 番であります。渡人と受人は親子で、親から子が野菜を作るのに
借りるそうです。

以上、24 番、31 番、32 番は、提出された書類に間違いもなく、許可相当と思
われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

		以上です。
議 長		27 番、お願いします。
栗島菊雄 委員		10 番、栗島です。 27 番と 29 番、関連しておりますので 2 件ともご報告申し上げます。 先月、書類審査をし、後日、双方に会って直接聞き取り調査をして参りました。 双方とも、今回の申請に間違いなく納得した上での申請でありますことをご報告申し上げます。さらなる皆様のご審議、よろしく願いいたします。 以上です。
議 長		28 番、お願いします。
竹内紀男 委員		12 番、竹内です。 28 番について報告いたします。 昨年 12 月 23 日に書類審査及び現地確認をいたしました。 受人・渡人の方に電話連絡をしたところ、申請どおり間違えないということでした。 書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議 長		調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委 員		「異議なし」
議 長		異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 58 号 受付番号 8 番、13 番から 25 番、及び 27 番から 32 番を採決いたします。 議案第 58 号 受付番号 8 番、13 番から 25 番、及び 27 番から 32 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員		(挙手全員)
議 長		挙手全員。議案第 58 号 受付番号 8 番、13 番から 25 番、及び 27 番から 32 番を原案どおり許可することに決しました。

次に、議案第59号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長

板橋主任より説明させます。

板橋主任

それでは説明いたします。議案書11ページをお願いいたします。

議案第59号、農地法第5条の規定による許可について、令和7年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。

次のページをお願いします。

1番から4番は保留となります。

13ページをお願いします。

番号5番、権利：所有権移転有償、所在：小川字前原、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：165㎡、外3筆、合計4筆、合計面積1,858㎡、譲渡人又は貸主：筑西市小川、譲受人又は借主：筑西市小川、転用事由：車両置場。

申請地は、市立川島小学校の北西側約1.3km、JR水戸線川島駅の北側約1.4kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地付近に拠点を置き中古自動車販売を行う法人です。事業拡大に伴い既存の置場では不足したため新たに確保すべく申請するものです。

6番、所有権移転有償、樋口字峯松、畑、畑、304㎡、外1筆、合計2筆、合計面積651㎡、筑西市樋口 外1名、大阪府大阪市中心区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北側約900m、国道294号線の東側約700mに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

7番、所有権移転無償、中上野字蟹内東、畑、畑、498㎡、筑西市中上野、下妻市北大宝、自己住宅。

申請地は、県道赤浜上大島線の南側約100m、市立上野小学校跡地の西側に隣接する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

8番、賃貸借権、大関字南原、田、田、499㎡、筑西市大関、栃木県真岡市石

島、自己住宅。

申請地は、県道高田筑西線の東側約 400m、市立河間小学校の南側約 1 k m に隣接する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

9 番、所有権移転無償、塚原字村東、畑、宅地、230 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 497 m²、筑西市塚原 外 1 名、筑西市塚原、自己住宅

申請地は、市立養蚕小学校の東側約 350m、県立下館第一高等学校の南側約 800 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は申請地に隣接する実家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

10 番から 13 番は保留となります。

18 ページをお願いします。

14 番、所有権移転有償、中館字天神北、畑、畑、588 m²、筑西市谷部、栃木県宇都宮市陽東、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の南東側約 490m、国道 294 号線の東側約 300 m に位置する、500m 以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

15 番、所有権移転有償、中館字曲松、畑、畑、731 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,150 m²、筑西市中館 外 1 名、栃木県足利市寺岡町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の南東側約 430m、国道 294 号線の東側約 380 m に位置する、500m 以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次のページをお願いします。

16 番、所有権移転有償、小川字前原、畑、畑、354 m²、筑西市小川、筑西市小川、車両置場。

申請地は、市立川島小学校の北西側約 1.3 k m、J R 水戸線川島駅の北側約

1.4kmに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は、申請地付近に拠点を置き中古自動車販売を行う法人です。事業拡大に伴い既存の置場では不足したため新たに車両置場を造成したところ、今般農地であることが判明したためこれを是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

17番は保留となります。

18番、使用貸借権、成田字成田、畑、畑、316㎡、筑西市成田、つくば市みどりの東、自己住宅。

申請地は、県立下館第一高等学校の南東側約800m、県道石岡筑西線沿いに位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がなされております。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

19番、地役権、折本字中山、畑、田、1,002のうち182㎡、筑西市折本、東京都千代田区神田須田町、通行路。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の北東側約400m、市立中小学校の北側約420mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。現在申請地に隣接する土地において太陽光発電施設を設置する予定があり、進入路の設置を計画するものです。

次のページをお願いします。

20番、所有権移転有償、小川字本田、畑、畑、470㎡、筑西市小川、栃木県河内郡上三川町大字上蒲生、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約80m、JR水戸線川島駅の北側約1.8kmに位置する広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。

申請者は現在市外の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

21番、所有権移転有償、樋口字本郷、畑、畑、980㎡、結城市大字芳賀崎、大阪府大阪市中央区道修町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線ひぐち駅の北側約370m、国道294号線の東側約400mに位置する500m以内に鉄道の駅のある第2種農地です。

申請者は、市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保すべく、申請地が適地と判断し申請するものです。

22番、所有権移転有償、関本下字古稻荷、畑、畑、52㎡、外1筆、合計2

筆、合計面積 495 m²、筑西市舟生、筑西市小川、自己住宅。

申請地は、市立関城西小学校の南側約 200m、筑西市役所関城支所の西側約 750 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は現在市内の借家にて生活しておりますが、子の成長に伴い手狭になったため、新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

2 3 番、所有権移転有償、上平塚字堀角、畑、畑、887 m²、栃木県下野市小金井、筑西市小川、駐車場。

申請地は、下館運動公園の北西側約 1 km、市立五所小学校の南西側約 1.2 kmに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。

申請者は申請地に隣接する土地で運送業を営む法人です。事業拡張に伴い既存の駐車場では不足することから、新たに確保すべく申請するものです。

2 4 番は保留となります。

以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号 5 番から、調査委員の報告をお願いします。

関口 均
委員

1 番、関口です。

5 番、16 番、両方とも渡人・受人が同一数人でありますので、一緒に発表いたします。

先月 23 日、書類審査及び現地確認を行いました。

まず 5 番ですが、現地が広い道路の西側で、4 筆の畑は 1 ヶ所にまとまっており、問題のないところであります。

次に 16 番ですが、5 番の畑の北側のところで、畑に隣接をしているようでございますが、駐車場にされていました。

後日、電話で受人に確かめたところ、宅地だと思って工事をしてしまったとのことで、始末書が添付されているとのことでした。

渡人は、受人の祖父で、受人の会社に売買をするということです。

またこの祖父について電話番号に連絡しましたが繋がらず、受人に確認したところ、祖父は電話を持っていないと言っていました。

そのようなわけで、当案件、5 番、16 番は許可相当と思われますが、さらなる皆様のご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

6 番、お願いします。

新井英雄
委員

24 番の新井です。

私から、6 番、8 番、19 番、21 番についてご報告いたします。

12 月 23 日、書類審査及び現地確認を実施いたしました。

まず初めに、6 番ですが、渡人の現場は目の前でありまして、もう周りは太陽光発電施設がほとんど設置されている場所で、もう 2 ヶ所ぐらいしかあいてなくて、その内の 1 ヶ所の申請でありました。

続いて、8 番です。

8 番は、自己住宅で、渡人と受人は義理の親子の関係でありまして、義理の息子さんが自己住宅で土地を探していたときに、渡人が自分の娘の旦那さんでするので、土地を提供したというような形の申請でありました。

それと 19 番ですけど、現場は住宅の脇の土地で、太陽光発電施設の工事に伴いまして、道路がないということなので、通用の専用道路をお願いしたいという申請でありました。

21 番は、受人は 6 番と同じ会社であります。

渡人は、実家が近くにあって、実家からもらった土地を、渡人と太陽光の売電の所有権移転有償を申請して、そういう形になったということであります。

4 件とも、渡人、受人、それぞれの方に電話連絡をいたしました。

申請書のとおり間違いないということなので、書類に不備もなく、それぞれ許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

7 番、お願いします。

須藤栄一
委員

11 番、須藤が報告します。

7 番について、12 月 24 日に、書類審査及び現地調査を行いました。

後日電話で、確認しましたところ、渡人・受人は親子関係だそうです。

渡人が住宅用地として土地を贈与するという形です。

受人は現在アパートで生活しておりますが、手狭になったために住宅を建築するそうです。

一緒に同行した農業委員さん、推進委員さんは許可相当でしょうということでした。

書類に不備もなく、許可相当と判断します。さらなるご審議の程、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長

9 番お願いします。

中澤 保

9 番、中澤です。

委員

私からは、9番と18番について報告いたします。

まず、9番ですが、12月23日に書類審査及び現地確認を行いました。

後日、渡人さんの方へ電話連絡しましたが、申請書どおり間違いはないということでした。また、受人の方は同居しており、親子関係なので問題ないということ、電話でご返事いただきました。

続いて18番ですが、同じく12月23日に書類審査と現地確認を行いました。後日、渡人である父親の方と、偶然田んぼで会いまして、その時にいろいろ確認いたしました。やはり、申請書どおり間違いはないということでした。

受人の息子さん夫婦に関しては、仕事の関係上なかなか連絡がつかないときがあるんで、私の方から息子たちには連絡を取るという返事でした。

書類等に不備もなく、双方とも許可相当と判断いたしました。皆様のさらなるご審議の方お願いいたします。

以上です。

議長

14番お願いします。

永井尚子
委員

3番、永井がご報告いたします。

12月23日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。

書類に不備はございませんでした。

また、後日、渡人・受人両者に、この申請に間違いはないかという確認のお電話をしました。

この申請に間違いがないとのことでしたので、この申請は許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

15番お願いします。

永井尚子
委員

15番も、3番永井がご報告いたします。

14番と同じ受人の法人でございます。

書類審査及び現地調査を実施しました。書類に不備はございません。

両者とも、この申請に間違いはないとのことでした。

許可相当と思われますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。

以上です。

議長

20番お願いします。

大林富子
委員

20番の大林です。

20番と23番、2件について報告いたします。

昨年12月23日に書類審査と現地確認を行い、後日、渡人・受人にそれぞれ電話で確認しました。

まず 20 番ですが、現地は周りに住宅が建っており、道路に面した畑でした。
渡人・受人ともに、内容に間違いはないとのことでした。

次に 23 番ですが、現地は受人の駐車場に隣接する南側の畑でした。

渡人・受人ともに、内容に間違いはないとのことでした。

以上、20 番、23 番、2 件とも書類にも不備もなく、許可相当と判断しますが、
皆様のさらなるご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長

22 番お願いします。

栗島和子
委員

15 番の栗島です。

先月の 23 日に書類審査及び現地調査を行いました。

申請地は、関城西小学校に近い、南側にあたる場所です。

後日、受人の方と渡人の方に電話で確認しました。

申請に間違いはないとのことですが、さらなる皆様のご審議をよろしく願い
いたします。

以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いた
します。

議案第 59 号 受付番号 5 番から 9 番、14 番から 16 番及び 18 番から 2
3 番を採決いたします。

議案第 59 号 受付番号 5 番から 9 番、14 番から 16 番及び 18 番から 2
3 番は 30a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク
機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可するこ
とに、賛成の委員は挙手を願います。

委 員

(挙手全員)

議 長

挙手全員。議案第 59 号 受付番号 5 番から 9 番、14 番から 16 番及び 1
8 番から 23 番は県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はない
ものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 60 号 「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申

	請について」を上程いたします。 それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	それでは説明いたします。議案書 22 ページをお願いいたします。 議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、令和 7 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号 1 番、権利：賃貸借権、所在：舟生字下木有戸、登記地目：山林、現況地目：畑、面積：5,959 のうち 1,250 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 2,500 m²、譲渡人又は貸主：牛久市上柏田、譲受人又は借主、東京都足立区西新井、一時転用、転用事由：資材置場、転用期間の延長、当初：令和 5 年 3 月 13 日から令和 7 年 3 月 20 日まで、変更後：令和 5 年 3 月 13 日から令和 12 年 3 月 20 日まで。 申請地は、県道筑西三和線の東側約 400m、県道明野間々田線の北側約 1.3 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。 申請者は、市外に本店を置き土木工事業を行う法人です。本件は申請地に隣接する土地において行われる変電所の設置工事に伴う資材置場で、令和 5 年 3 月に 1 度一時転用許可を取得している案件でございます。今般、追加工事が発生したことから期間の延長が必要となり申請するものです。 以上です。
議長	只今、事務局より説明がありました。 受付番号 1 番の調査委員の報告をお願いします。
竹内紀男 委員	12 番、竹内です。 1 番について報告いたします。 昨年 12 月 23 日に書類審査及び現地確認をいたしました。 書類に不備もなく、許可相当と判断いたしますが、皆様のさらなるご審議をお願いいたします。 以上です。
議長	調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたらお願いします。
委員	「異議なし」
議長	異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。 議案第 60 号 受付番号 1 番を採決いたします。

	議案第60号 受付番号1番は原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員	(挙手全員)
議 長	挙手全員。よって議案第60号 受付番号1番は、原案どおり「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を許可することに、決しました。 次に、議案第61号 現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。それでは、議案について、事務局より説明願います。
事務局長	板橋主任より説明させます。
板橋主任	議案書24ページをお願いいたします。 議案第61号、現況確認証明(非農地証明)について、令和7年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。 次のページをお願いします。 番号1番、所在：塚原字村東、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：349㎡、外1筆、合計2筆、合計面積382㎡、判定地目：宅地、利用状況：住宅敷地、所有者：筑西市塚原。 申請地は、市立養蚕小学校の東側約350m、県立下館第一高等学校の南側約800mに位置する土地です。 平成16年には、農地ではないとして「課税証明書」を添付し証明願が出されております。 2番、二木成字鳥見塚、田、宅地、28㎡、宅地、住宅敷地、二木成。 申請地は、市立下館南中学校の東側約30m、茨城県筑西合同庁舎の北側約200mに位置する土地です。 平成5年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し証明願が出されております。 以上です。
議 長	只今、事務局より説明がありました。 ここで、受付番号1番から調査委員の報告をお願いします。
中澤 保 委員	9番、中澤です。 1番及び2番について報告いたします。 昨年12月23日に、書類審査及び現場確認をして参りました。 双方ともに申請書どおりということが確認できましたので、問題なく双方とも許可相当と判断いたしました。 皆様のさらなるご審議の程よろしくお願いします。

		以上です。
議 長		調査委員の報告は、以上でございます。 ご質疑がありましたら、お願いします。
委 員		「異議なし」
議 長		異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。 議案第61号 受付番号1番から2番を採決いたします。 議案第61号 受付番号1番から2番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。
委 員		（挙手全員）
議 長		挙手全員。よって議案第61号 受付番号1番から2番は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。 次に、日程第4 報告第48号から第51号を、事務局より説明願います。
事務局長		中澤課長より説明させます。
中澤課長		私からは報告第48号から報告第51号までを一括してご説明させていただきます。 初めに26ページをお開き願います。 報告第48号 農地法第3条の規定による公売の許可報告について 令和7年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 許可件数は2件でございます。 これは、買受適格証明の交付を受けた受人が、筑西市から売却決定通知を受けたことによる、農地の権利を取得する所有権移転で、専決による許可処分を行ったものございます。 次に28ページをお願いいたします。 報告第49号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について 令和7年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。 次のページをお願いいたします。 許可件数は5件でございます。 これは公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理機構による農地売買等の特例事業により農地の権利を取得する所有権移転で、届出を受理し、専決による許可処分を行ったものございます。

次に３１ページをお願いいたします。

報告第５０号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について
令和７年１月１０日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

許可件数は４件でございます。

これは市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、駐車場１件、集合住宅２件、自己住宅１件の届出を受理し、専決による許可処分を行ったものがございます。

次に３４ページをお願いいたします。

報告第５１号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について
令和７年１月１０日提出、筑西市農業委員会・会長 水柿重壽。

次のページをお願いいたします。

３５ページから４０ページにかけまして合意解約の通知のありました件数、
１６件でございます。

詳細の説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

議 長

報告第４８号から第５１号につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

以上で、今定例会の案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和６年度第１０回筑西市農業委員会定例総会を閉会いたします。

委員のみなさま、長時間にわたるご審議、お疲れ様でした。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和７年１月１０日

議 長

署名委員

署名委員